

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」が 4月1日からスタートしました

この制度は、事前に登録することにより、登録者の戸籍謄本や本籍のある住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合、交付した事実を本人にお知らせするものです。この制度により、戸籍謄本等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図るとともに、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。

登録できる方

下仁田町に住民登録されている方、もしくは下仁田町に本籍がある方。

登録方法

下仁田町本人通知制度事前登録申込書に必要事項を記入し提出することで、登録できます。



登録手続きに必要なもの

- ・登録する本人の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
 - ・代理人が登録する場合は、代理人の本人確認書類及び登録者本人の自署した委任状
 - ・法定代理人が登録する場合は、法定代理人の本人確認書類及び法定代理人の資格を証明する書類
- ※ 詳しいことは総務課・住民係へお問い合わせください

【問い合わせ先】 総務課住民係 内線332

消費生活センターがより身近になりました!

町は、4月1日から消費生活に関する相談・苦情処理業務を富岡市に委託します。

事業者と消費者間の契約に関するトラブル、商品・サービスの苦情、悪質商法、多重債務など

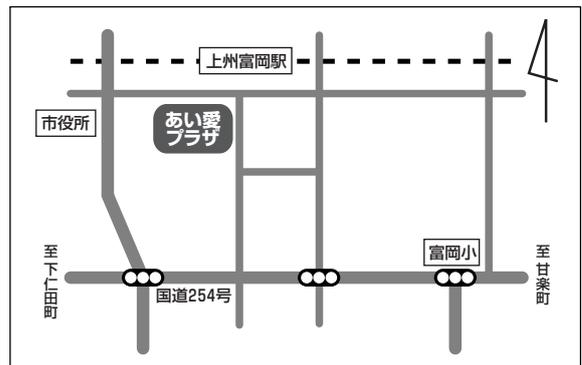
困ったとき、悩んだときは

富岡市消費生活センターにご相談ください

☎0274-63-6066

相談受付:月～金 8:30～17:00

住所:富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階(富岡駅前)



専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをします。ご相談は無料・秘密厳守です。

年金

平成23年度の
保険料は4月中旬
納めましょう



平成23年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか。

平成24年2月分の保険料の納付期限は平成24年3月31日、平成24年3月分の保険料の納付期限は平成24年4月30日です。

保険料を納め忘れて未納のままにしていると、将来受け取る年金額が減額になったり、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金、あるいは一家の支え手が亡くなったときの遺族年金を受けられなくなる場合があります。

納め忘れている方は、4月中に納めましょう。なお、保険料の納め忘れなどで未納となっている方に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。

平日だけではなく、土・日や夜間にもしていますが、この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

保険料の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替の中には割引のあるお得な振替方法もありますので、ぜひご利用ください。

国民年金保険料に関する問い合わせ先

・高崎年金事務所 国民年金課

(☎0271-3222173)